

飯田税理士事務所 news

2013年12月6日(金)

〒220-0032 神奈川県横浜市西区老松町29-8 アトラス野毛山306
飯田真之税理士事務所 TEL 045-262-8417
Email iida-cpta@xb3.so-net.ne.jp

住所とは？住民票との関係

住所決定については、各人の実質的な生活場所を**住所**とする**実質主義**と住民票所在地を**住所**とする**形式主義**があります。

民法は「各人の**生活の本拠**をその者の**住所**とする」としています。**生活の本拠**の判定については、定住事実に依るとする**客観説**、定住意思を重視する**主観説**があります。**公職選挙法は実質主義・客観説**

地方議会議員の被選挙権者は年齢満25歳以上でその自治体に3ヶ月以上**住所**を有する者とされています。

住民票を移して3ヶ月経過後に市議選に立候補して当選したものの、市民から選管に居住実態がないとの異議申立があったことを受けての選管調査で当選無効の決定をしたという事件がありました。平成24年埼玉県新座市のことです。

長野県知事の住民票異動事件

住民税の納税地を変更する目的で住民票を長野市から泰阜村に異動した田中康夫氏の事件は有名ですが、事件が紛糾中に、長野市が**住所**のある地として選挙人名簿に田中氏を登録し、泰阜村に対し二重登録抹消を求めて争訟し、**実質主義・客観説**を論拠に勝訴しました。

ただし、住民票の異動や住民税納税地の

適否については検討されていません。

実際に、住民票と異なる**住所**での確定申告をすると、住民税部分の用紙は住所地の市町村から住民票所在の市町村に移送されて、住民票所在地の市町村が課税しています。住民税課税の実態は**形式主義**です。65歳以上の介護保険や75歳以上の後期高齢者保険も同じで**形式主義**の実態があります。**所得税などの国税の見解**

所得税や相続税の通達では、**生活の本拠**は客観的事実によると**実質主義・客観説**の原則を示しつつも、住宅ローン控除や居住用財産の譲渡の特例の適用では、単身赴任地がその者の客観的な生活の本拠地であっても、住民票のある家族の在住地をその者の生活の本拠地とすることを容認しています。**形式主義・主観説**の採用と言えます。**住民票所在地と住所の異なるケースは多い**

住民には、14日以内の転入転居届や転出届義務があり5万円以下の過料が課されたり、届出懈怠で住民登録が職権消除となることも稀にはあります。

しかし、国会議員が選挙区に住民票をおいたり、都市学生が地方の親元に住民票をおいたり、単身赴任その他、住民票の適正な異動は軽視されており、当局も**形式主義**の惰性を好んでいます。



転入届懈怠の罰はスピード違反よりはるかに稀だ